

1. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価で計上し、取得価格不明のものについては再調達価格にて計上

②有形固定資産等の減価償却方法

固定資産は、調査票兼評価算定内の耐用年数に基づき、定額法にて算出

③引当金の計上基準及び算定方法

退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上

賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当の見込み額について本会計年度対応部分を計上

④リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑤資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

⑥その他の財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理は税込方式としています。

2. 重要な会計方針の変更

なし

3. 重要な後発事象

なし

4. 偶発責務

なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられているため、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

② 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計